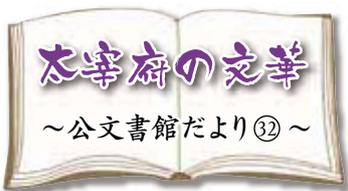


筑紫大宰と筑紫総領

筑紫大宰・筑紫総領の問題は、いわゆる「那津官家」と同様に、古代大宰府の成り立ちを検討するうえできわめて重要です。ただ、関連史料が必ずしも多くはなく、かつその解釈もさまざまであることから定説がない状況ですが、今回は、この両者について考えてみましょう。

筑紫大宰に関する史料は、『日本書紀』推古天皇17(609)年に初めて見え、持統天皇8(694)年まで確認できます。倉住靖彦さんは、これらを663年の白村江戦を境に前期筑紫大宰と後期筑紫大宰に分けていますが、現在の研究では前期筑紫大宰の存在を疑問視する説もだされています。たしかに前期筑紫大宰は史料的にみるとその数が少なく影が薄いのですが、わたくしは、隋による中国大陸統一(589年)と、それにもなう推古朝における隋使の来航をひとつの大きな契機として、北部九州に筑紫大宰が置かれたことは認めてよいと考えています。

一方、筑紫総領については、記録のうえでは、『続日本紀』文武天皇4(700)年、つまり大宝律令の制定施行(701~702年)直前に、2例が



みえるのみです。ただし、筑紫に限らなければ、総領に関する史料は、『常陸国風土記』にある程度まとまって確認することができます。そこには総領が、孝徳天皇の頃(650年前後)に評(こおり、のち大宝律令施行後に「郡(こおり)」と書かれるようになります)の分立設置に関わっていたことが記されており、これらを参照すると、筑紫総領も同じような役割を担っていたと考えることができそうです。これまでの研究においては、この大宰と総領を同じものと考え、あるいはまた大宰を官司名、総領をその長官の官職名とする説なども唱えられました。しかし、この両者は、おそらくはその設立時期も、果たした役割も異なっていたと推測されることから、同一のものとは考えられません。

わたくしは、筑紫大宰と筑紫総領のあり方を検討するには、時期的な変化をもっと考える必要があると考えています。両者はそれぞれの役割を果たしながら、最終的に大宝律令の制定施行によって成立する大宰府へとつながっていくこととなるのです。